

公益財団法人長崎県体育協会役・職員等倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人長崎県体育協会（以下「本会」という。）の役員及び事務局職員等（以下「役・職員等」という。）の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、本会の目的、事業執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって本会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(役・職員等の範囲)

第2条 この規程において、役・職員等とは、本会定款の第17条に規定する評議員、同第29条規定する理事・監事、同第49条に規定する委員会委員、同第48条に規定する職員をいう。

(役・職員等の基本的責務)

第3条 役・職員等は、本会定款第3条の「目的」を達成するため、法令に定めるもののほか、定款及び関係規程に基づき、職務を公正かつ誠実に遂行しなければならない。

(役・職員等の遵守事項)

第4条 役・職員等は、暴力、各種ハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント等）、差別、試合の不正操作、違法賭博、ドーピング、薬物乱用（大麻、麻薬、覚醒剤等）等の違法行為や、スポーツの健全性及び高潔性を損ねるような社会規範に照らして不適切な行為を絶対に行ってはならない。

- 2 役・職員等は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
- 3 役・職員等は、日常行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図り、幹旋、強要をしてはならない。
- 4 役・職員等は、補助金、助成金等の会計処理に関し、法令、定款又は規程等に基づき適正に行い、不正行為を行ってはならない。

(役・職員等がこの規程に違反した場合の対処等)

第5条 役・職員等が、この規程に違反する行為を行ったおそれがあると認められる場合は、直ちに調査を開始し、調査の結果、当該役・職員等がこの規程に違反すると認められる場合においては、理事長は業務執行理事の意見を聴取したうえで、厳正に定款第18条及び第35条に基づく必要な措置をとるものとする。

2 前項の職員等に関する対処は、本会事務局規程の定めに基づき厳正に取り扱うものとする。

(その他)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

附則 この規程は、平成27年3月11日から施行する

附則2 平成29年3月10日 一部改定